

**規制改革・民間開放推進会議 ITWGからの質問事項
に対する回答**

法務省民事局

問 1 民間事業者が行うタイムスタンプに関する規制改革について

(1) 電子公証制度の現在の利用状況，および御省で想定されている普及阻害要因についてご教示賜りたい。

公証人による電子公証制度の最近の利用状況は，月間400件程度（うち，確定日付の付与は，この1年間の平均が月間9件程度）である。

制度導入当初は，この制度を利用できる者が法人等（商業法人登記に基づく電子認証制度による電子証明書を利用できる者）に限られていたが，平成16年3月から個人からの嘱託にも対応できるよう制度改正するなどし，その利用範囲の拡大に努めているところである。

(2) 電子公証制度に基づく電子公証サービスは、公証人役場取扱時間のみの対応でありリアルタイム性に欠ける、処理が手作業でありニーズが増加した場合の処理能力が不安、タイムスタンプが一回数十円程度であることと比べると利用者の負担が大きい、といった課題が指摘されているところ、これら指摘に対する御省の見解をご教示賜りたい。

公証人による電子公証制度においては、確定日付の付与は、書面に対するものと同様に、電磁的記録に対しても、公証人が個々の電磁的記録ごとに、その内容（当該文書又は電磁的記録が違法・無効な事項を内容とするものでないか等）を審査の上、行っていることから、その処理には相応の時間を要することになる。

公証人の手数料は、政令により定められており、個々の金額は、それによって当事者が受ける利益の多寡に応じて算定するとの考え方に依っている。

御指摘の取扱時間の拡大や手数料の額については、具体的なニーズ等を踏まえて、今後とも検討してまいりたい。

(3) 電子公証サービスを改善する方策の一つとして、同サービスを民間に委託することが考えられるが、このような考え方についての御省の見解をご教示賜りたい。

御指摘の「電子公証サービス」とは、公証人による電子公証制度をいうものと考えられるが、前述のとおり、確定日付の付与についても、公証人は個々の電磁的記録ごとに、違法・無効な事項を内容としていないか等を審査しているものである。

したがって、現行制度で確定日付の付与を担う官公署のように、高度の信用性、制度としての安定性・持続性を備えているという点に加え、公証人による電子公証制度においては、さらに、法律に精通した者が公平・中立な立場から職務を遂行しなければならないものであるから、これを民間に委託することは考えられない。

(4) 電子公証サービスを補完するために、サービスの一部領域を民間に開放する可能性はないか。その可能性があるとするれば、どのような「領域」が想定されるのかについて御省の見解をご教示賜りたい。

前問のとおり。

(5) 指定公証人が電子文書の内容を確認する必要のないもの（あるいは知的財産など第三者が内容を確認することが適切でないもの）について、一定の基準を満たした民間のタイムスタンプ事業者が発行したタイムスタンプに、確定日付と同等もしくはそれに準ずる効力を持たせることはできないか、御省の見解をご教示賜りたい。

例えば、第三者認定機関によるタイムスタンプ事業者及び事業内容に関する認定制度を設け、当該認定基準に適合したタイムスタンプに法的効力を与える。

1 確定日付には、指名債権が二重に譲渡された場合の譲受人間の優劣が確定日付ある証書による通知・承諾の先後によって決まる（民法第467条第2項）という極めて重要な効果が付与されており、後日紛争になった場合の証拠価値の保全、事後的な検証可能性の確保という観点から、高度の信用性（注1）、制度としての安定性・永続性を具備していることが不可欠の前提となる。

2 現在、確定日付ある証書として扱われる主なものは、官公署により日付の記載・情報の付与が行われている（民法施行法第5条）。

このように確定日付の付与が官公署によりなされているのは、高度の信用性、制度としての安定性・永続性という確定日付として必要な要件をいずれも備えているからである（注2）。

3 民間のタイムスタンプ事業者が発行したタイムスタンプに確定日付効を認めることができるか否かについては、どのような制度であればこのような要件を具備することが可能なのか、慎重に検討する必要があると考える。

（注1）確定日付の場合、当事者と通謀して日付をさかのぼらせることのないような制度的な担保が必要である。

（注2）公務員の職務遂行の公正と職務の公正に対する社会の信頼とを保護するために、公務員に関する贈収賄は処罰され（刑法第197条以下）、また、公文書は私文書に比べて社会的信用度が高いので、私文書と違い、虚偽文書の作成も処罰される（同法第156条）ほか、公文書偽造罪（同法第155条）を私文書偽造罪（同法第159条）よりも重く罰している。

(6) 郵政公社が行っている「内容証明郵便」は、民法施行法第5条において確定日付ある証書とみなされているが、郵政公社が民営化された場合にも、確定日付のある証書とみなし得るのか、御省の見解をご教示賜りたい。

1 現行法上、日本郵政公社（以下「公社」という。）による内容証明郵便等の形態による日付の記載について、確定日付効が認められている（民法施行法第5条）。

これは、公社の役員及び職員は国家公務員の身分を有する（日本郵政公社法第50条）ことから、公社の記載する日付にも官庁による記載と同様に高度の信用性が認められること、公社は従来国の行政機関であった郵政事業庁が実施していた郵政事業を一体的に経営するために設立されたものであって、実施主体に変動が生じたものの、業務の内容には何ら変更は生じていないことから、従来どおり確定日付効を認めることが相当とされたためである。

2 現在、政府において郵政事業の民営化が検討されているが、公社が民営化された場合における確定日付効の問題については、民営化会社の組織形態・職員の身分等を総合的に勘案して、確定日付効付与の前提となる高度の信用性、制度としての安定性・永続性を担保し得るか否かについて、十分な検討を行うことが必要となるものと考えます。

(7) 「電子署名および認証業務に関する法律（電子署名法）」では、電子データに本人の電子署名がなされている場合に、真正な文書と推定することを定め、訴訟などでの証拠能力を持たせている。他方、電子署名は誰が当該文書を作成したかという作成者の認証を行うものであるが、作成者自身（あるいは作成者に成りすました第三者）が当該文書を改ざんし、電子署名を再度付与した場合などは、必ずしも当該文書が真正なものか否か証明できない。タイムスタンプは、いつ当該文書が作成されたかという作成時刻の認証を行うことにより、その時間に確かに当該文書が存在していたことを保証するとともに、上記のような事後の改ざんを検出することを可能にするものである。また、ドイツ等の電子署名法にはPKIだけでなく、タイムスタンプの適用についても言及されており、長期的に電子文書を保存する場合にも、電子署名と合わせてタイムスタンプを利用することが文書に信頼性を付与する上で、有用である。このような機能を有するタイムスタンプの有効性に鑑み、例えば、一定の基準を満たした民間事業者が発行したタイムスタンプに電子署名法上、法的効力を持たせることが考えられるが、御省の見解をご教示賜りたい。

電子認証における認証業務においては、利用者の本人性を確認した上、認証事業者が利用者に電子証明書を発行することが中心となるのに対し、時刻認証（タイムスタンプ）においては、作成された個々の電子文書について、タイムスタンプ事業者が個別に日時についての情報を付与するものであり、両者の仕組みは全く異なり、同時に行われる性質のものではない。

また、電子文書にタイムスタンプを付与するに当たっては、当該タイムスタンプを付与した者がだれであるのかを証明した情報を付加しなければその信頼性が得られないところ、そのためには、タイムスタンプ事業者が認証事業者から電子証明書の発行を受け、これをタイムスタンプに付加することとなる。すなわち、認証事業者が発行した電子証明書を利用するという点においては、利用者とタイムスタンプ事業者は同じ立場にあるといえることができる。

このように、電子署名法に基づく電子認証業務と電子文書にタイムスタンプを付与する業務とは、その内容が異なるものであり、もし、タイムスタンプ

事業者が発行したタイムスタンプに何らかの法的効果を持たせるとするならば、現在の電子署名法が認証事業者について行っている規律とは異なる視点からの規律が必要となるものと考えられる。